

# 全国製造業者協会の一考察\*

## ——1903年の方針転換を中心に——

A Note on the National Association of Manufacturers

伊藤健市\*

Ito Ken-ichi

- 1、はじめに
- 2、全国製造業者協会の創設
- 3、全国製造業者協会の目的
- 4、全国製造業者協会と労働組合運動
- 5、今後の課題

### 1、はじめに

全国製造業者協会（National Association of Manufacturers of the United States、以下NAM）は、文字通りアメリカ合衆国内の製造業者が結集した使用者団体（Employers' Association）の一つである。それは、現在も活発なロビー活動を展開し、政府の対内・対外政策に一定の影響を与えている。

NAMは、1895年に創設され、当時のアメリカ社会が直面していた問題に製造業者という狭い立場からではあるが一定の問題提起をなし、その解決策を示すことで大きな影響を及ぼしていた。とくに、世紀転換期と第一次大戦後に展開した「オープン・ショップ（Open Shop）」政策は、その時期のアメリカ企業の労資関係に一定の方向性を与えるものであった。だが、NAMの評価は、この「オープン・ショップ」政策だけに限定されるべきではない。NAMをこの点だけで評価するなら、1920年代に確立したとされるアメリカ労務管理を理解することが困難になろう。とくに、当初の「オープン・ショップ」政策は非常に短命であった。

1920年代のアメリカ労務管理を分析する際、「会社組合（Company Union）」と「厚生資本主義（Welfare Capitalism）」の相互関連性をいかに理解するかが焦点になる。両者は、労働組合対策として機能していたとの理解が一般的であり、それは事実である。つまり、「オープン・ショップ」政策で労働組合を排除した後、それに代わって「会社組合」が導入され、それを背後から支援するものとして「厚生資本主義」に基づく諸施策が利用される、との理解である。

この「厚生資本主義」に基づく諸施策は、1920年代に多くの企業に取り入れられることで

---

\* 平成4年4月原稿受理

\* 大阪産業大学 経営学部

全面的に開花し、「会社組合」と結びつけられることで、その機能がよりいっそう充実したものとなったことは否定しがたい事実である。だが、1920年代になぜこういった施策が普及し、しかもそれが労働組合対策として意味をもっていたのかを理解するには、「厚生資本主義」に含まれる諸施策が世紀転換期より多くの企業に導入された事実と、そこでの機能をみなければならない。それと同時に、そういった諸施策の導入を積極的に推進・支援してきた組織とその組織がなぜそのような方針をとってきたかという点の理解も必要となってくる。これらの作業があつて初めて、「厚生資本主義」に含まれる諸施策を労務管理施策として位置づけることが可能となると考えられる。

NAMは、「オープン・ショップ」政策を展開するとともに、ある時期より「厚生資本主義」に基づく諸施策を積極的に推進・支援していた組織であった。だが、この小論の対象時期は、NAMが「オープン・ショップ」政策に方向転換する時期に限定している。つまり、「厚生資本主義」に基づく諸施策を積極的に推進・後援する以前の段階を扱っている。

## 2、全国製造業者協会の創設

NAMは、1895年に製造業者の利害に影響するすべての国家的な問題に関心をもつ組織として結成された。その結成の起源は1893～94年の不況にあつた。この不況のもと、1893年には3,422社が、94年には2,832社の製造会社が倒産し、その負債総額は、それぞれ1億7,600万ドル、6,700万ドルに達していた<sup>1)</sup>。NAMは、このような状況に危機感を抱き、かつ不況下で通過したウィルソン関税法のもとで政府の干渉がなされることに脅威を感じた製造業者が結集したものであつた。当時、その性格がどのようなものであれ、産業上の組織はごくわずかなものしか存在して織らず、しかもそれらは少数の業種を代表するものに留まり、また地域的にも限定されたものであつて、NAMのような全国組織はその後登場するようになるのである<sup>2)</sup>。

NAM創設にかかわった人物として、まずマーチン (Thomas H. Martin) をあげることができる。彼は、NAMそれ自体と直接関係をもつたわけではないが、NAMが創設される契機を与えたと評価すべき人物である。マーチンは、南部の商業雑誌 *The Dixie Manufacture* 誌の編集者として、アメリカを「落胆の沼 (Slough of Despond)」から救うために、アメリカ製造業者の頭脳を結集することが必要であると訴える論陣を張っていた<sup>3)</sup>。マーチンは、「1895年のアトランタ万博の時に、この国の製造業者の権益が組織化され、強固にされるべき時であるという考えを抱いた。労働者はすでに結束し、労働者はあたかも一人の人間のように行動していた。つまり、見事で、組織集団のように厳格な労働者は、その重大な構想の達成を旗印に、軍隊のように行動しているのである。資本家は組織化されておらず、凝集性のある力もなく、その権益に引き起こされるかも知れない正当な理由のない攻撃に反対する確で結束した方針をもっていなかった (傍点、伊藤)」<sup>4)</sup>と主張していた。以上のことを踏まえてマーチンは、「組織化されないことが混乱させられる時がやってくるし、混乱させられることが強く非難される時がやってくる」<sup>5)</sup>と主張していたのである。このマーチンの考えに影響を受けたイーガン (Thomas P. Egan) が、アメリカの製造業者に対し1895年1月22日にシンシナチーに集まるよう呼びかけたのである。このシンシナチーの会合には、385名の重要な業種と地域を代表する人々が出席した<sup>6)</sup>。(1903～30年までの大会開催場所と開

第 1 表 N A Mの大会開催場所と日時（1903年以降）

年次	開催回数	開催場所	開催日時
1903	第 8 回大会	New Orleans	1903年 4 月 14～16日
1904	9	Pittsbrug	1904年 5 月 17～19日
1905	10	Atlanta	1905年 5 月 16～18日
1906	11	New York	1906年 5 月 14～16日
1907	12	New York	1907年 5 月 20～22日
1908	13	New York	1908年 5 月 18～20日
1909	14	New York	1909年 5 月 17～19日
1910	15	New York	1910年 5 月 16～18日
1911	16	New York	1911年 5 月 15～17日
1912	17	New York	1912年 5 月 20～22日
1913	18	Detroit	1913年 5 月 19～21日
1914	19	New York	1914年 5 月 19・20日
1915	20	New York	1915年 5 月 25・26日
1916	21	New York	1916年 5 月 15～17日
1917	22	New York	1917年 5 月 14～16日
1918	23	New York	1918年 5 月 20～22日
1919	24	New York	1919年 5 月 19～21日
1920	25	New York	1920年 5 月 17～19日
1921	26	New York	1921年 5 月 16～18日
1922	27	New York	1922年 5 月 8～10日
1923	28	New York	1923年 5 月 14～16日
1924	29	New York	1924年 5 月 19～21日
1925	30	St. Louis	1925年 10 月 26～28日
1926	31	New York	1926年 10 月 5～7 日
1927	32	Chattanooga	1927年 10 月 25～27日
1928	33	New York	1928年 10 月 22～24日
1929	34	New York	1929年 10 月 15日
1930	35	New York	1930年 10 月 6～7 日

出所) 各年度の *Proceedings*。

催日は第 1 表の通りである。) ここでは、イーガンが議長をつとめ、当時オハイオ州知事で後に大統領となったマッキンリー (Milliam Mckinley) が主賓として出席していた。マッキンリーは、そこで「我々の産業状態を改善する何らかの制度を工夫し、そしてこの偉大な国でアメリカ人民の福祉と至る所の人類の幸福の勝利のための行進をもう一度始める計画を考案しよう<sup>7)</sup>と訴えていた。この会議が N A M へと発展し、フィラデルフィアのドーラン (Thomas Dolan) が初代の会長に選出されていた<sup>8)</sup>。その後、1930年までの N A M の会長は、第 2 表の通りである。

N A M は、このシンシナチーでの会合において、次のような原則をその当初の目的として採択していた<sup>9)</sup>。

- 1、国内市場と海外市場の拡大。
- 2、全国的な立法での互惠主義原則の確立。
- 3、商船団の復活と完成。
- 4、大西洋と太平洋を結ぶための政府が所有し運営する運河の建設。

5、商業上の要求に十分便宜を図るための全国規模の人口水路の改良と拡張。

第2表 NAMの会長（創立時から1930年まで）

1895年	Thomas Dolan
1896～1901年	Theodore C. Search
1902～1905年	David M. Parry
1906～1908年	J. W. Van Cleave
1909～1912年	John Kirby, Jr.
1913～1917年	George Pope
1918～1920年	Stephan C. Mason
1921～1930年	J. E. Edgaerton

注) 第1表の通り、NAMの大会はほとんどが5月に開催されており、その時点で次期会長が決定されることとなる。したがって、「1902～1905年」とあれば、それは1902年の5月から1906年の5月までということである。

出所) 各年度の *Proceedings*。

これらの原則が、すべて貿易と商業の拡大に関連したものであったことは注意されねばならない。NAMの労働問題への関心は、1903年に初めて登場するのである。こういった原則と目的のもと、NAMは積極的なロビー活動を行っていた。当初、NAMが関心をもっていた問題には、以下のようなものがあった<sup>10)</sup>。

A、対外的なものとして、

- ①保護関税。
- ②商船団への補助金。
- ③国際的な銀行施設。
- ④合衆国政府によるパナマ運河の建設。

B、対内的なものとして、

- ①国内経済の統一を強化するための鉄道貨物輸送運賃の地域間格差の是正。
- ②小包郵便システムの確立。
- ③外国企業の規制に関する州法の統一。
- ④全国統一破産法。
- ⑤労働者の技術教育。
- ⑥労働省の創設。
- ⑦商業産業省の創設。

その支柱が、会員の国内商業と海外貿易を保護・拡大することにあつたことはいうまでもない。1895～1902年までのNAMの関心は、以上のことから国内市場の整備と海外市場への進出による外国貿易の拡大にあつたことがわかる。だが、当初の関心が、1900年代初期の労働組合運動の活発化——とくに、1902年の無煙炭ストがNAMに大きな影響を与えていた<sup>11)</sup>——のもと、それへの対処を中心としたものへとその方針を転換することとなる。この点を、次節ではNAMの「目的」の変更からとらえてゆこう。

### 3、全国製造業者協会の目的

ここでは、NAMの目的をその「規約（Constitution）」の返還の中に考察してゆきたい。NAMは、1895年に創設された折りにその規約を策定し、その翌年にそれを改訂している。しかし、このときの規約は、会員（Membership）・役員（Officers）・会議（Meeting）・執行委員会（Executive Committee）・会費（Dues）・修正（Ammendments）という6条項をもつだけのもので、その後の規約に含まれる「目的（Objects）」条項はみられなかった。

1903年にニューオリンズで開催された年次大会において、「規約と内規に関する委員会（Committee on Constitution and By-Laws）」が設けられた。それは、「われわれの増大した会員のますます大きくなる要求が、規約の改正と内規の追加を必要とすることをNAMの多くの会員が信じるようになった」結果、設置されたものであった<sup>12)</sup>。この委員会は、6名で構成され、規約と内規について議論するため、1903年7月8～9日にインディアナポリスで会合をもっていた。この委員会は当初から、「使用者の組織を促進するという問題」<sup>13)</sup>に直面していた。そこでは、「理不尽な組合主義（lawless unionism）を扱う際には、概して、使用者による統一行動を確保することの必要性が一般にもっとも重要なものと認められていた」<sup>14)</sup>ため、「地方的な使用者団体は多くの都市で結成され続けていたことから、それらを全国的な組織に併合させることへの強い気運が存在していた」<sup>15)</sup>のである。しかも、NAMが行っていたキャンペーンによって、「NAMは、様々な使用者団体の合同にイニシアティブをとることを期待されていた」<sup>16)</sup>のである。

ところで、この「規約と内規に関する委員会」が直面していた最大の問題は、上で指摘されている「全国的な組織」をどのような形で結成するかという問題であった。つまり、それをNAMとは別に活動する組織として結成するのか、それともNAMが「理不尽な組合主義」と闘う活動を取り込んだ組織に変化するのか、という2つの選択をこの時点で余儀なくされていたのである。委員会自体は、「労働に関して成し遂げられるべき目的は、もしNAMの活動範囲が広げられ、NAMの会員ではないすべての使用者団体に勧誘が広げられるなら、より効果的になしうるのであろう」<sup>17)</sup>し、様々な組織がNAMと協力する用意があり、アメリカの使用者のすべての力を一つの組織に結集すればその力をより強くできるだけでなく、活動が重複することを避けることができるとして、NAMの中に組合主義と闘う活動を取り込む方向を主張していた。そして、この方向で規約が検討されていたのである。しかし、1903年9月18日にニューヨークで開催された執行委員会において、「別の団体に賛成し、NAMを製造業者のためだけの組織として維持する気運がかなり前進」<sup>18)</sup>したことから、規約をめぐる論議にも大きな変化がみられることになる。10月29～30日に開催された協議会で、アメリカ市民産業協会（Citizens' Industrial Association of America）の結成が正式に承認されたのである。NAMはこの新組織の会員となり、NAMの当時の会長であったパリー（David M. Parry）が初代会長に選出されていた。

1904年2月22～23日にインディアナポリスで開催されたアメリカ市民産業協会の第2回目の大会において、その規約が最終的に採択されたため、「規約と内規に関する委員会」はもう一度初めから規約を作り直すこととなる。ただここで注意しておかねばならないのは、アメリカ市民産業協会が労働問題を扱う組織としてNAMの中から生み出されたとはいえ、NAMが「理不尽な組合主義」と闘うことをその目的としなくなったわけではない、という点

である。アメリカ市民産業協会が、当時のアメリカ社会ひいてはアメリカ市民が抱えていた組合主義への対抗という点でNAMと同じ土俵の上に立っていたとはいえ、それはあくまでもNAMに製造業者以外の種々雑多な人々が関係してくることを避ける目的をもって結成されたのであって、その結成をもってNAMが労働問題に積極的に関与することを止めてしまったわけでは決してないのである。この点は、1904年の年次大会で採択された規約——それは、名称 (Name)・目的・会員・役員・大会 (Conventions)・役員の仕事 (Duties of Officers)・会費 (Membership Fees)・修正という8条項からなっていた——に示されている。この規約の中でNAMの「目的」は以下のように規定されていた<sup>19)</sup>。

- 1、アメリカ合衆国の産業上の権益の助長。当協会は、アメリカ合衆国の産業の発展を支援するし、その国民の富を生み出す力を増大させるであろう政策や事業に支持と奨励を与えることを目的とする。
- 2、アメリカ合衆国の産業を助長する一つ的手段としての国内・海外通商の促進。通商に関する当協会の立場は、1895年1月22日のシンシナチーにおける最初の会議で採択された原則に次のように適切に述べられている。つまり、「最大可能な範囲でわれわれの国内市場は確保されるべきで、われわれ自身の製造業者によって供給されるべきである。そして、われわれの海外貿易関係は、上記のことと矛盾しないあらゆる方法で四方八方に拡大されるべきである。」
- 3、個人主義の維持。すべての階層 (classes) の人々の社会的・物質的な福祉は、すべての人々の平等な諸権利と両立する個人的自由の十分な行使と個人の努力に必要な刺激を与え、資本の節約と労働の援助を最大限に助長する「個人所有原則 (principle of personal ownership)」の永続化に依存している。
- 4、公平な扱いとアメリカ合衆国憲法によって保障された個人の自由と財産の私的所有という基本的な原則と両立するように、使用者と従業員との関係をよくすること。当協会は、何らかの市民組織、政治団体、宗教団体、あるいは友愛組合の会員もしくは非会員であることを理由とした雇用での差別に反対する。当協会は、ボイコット、ブラックリスト、そして使用者あるいは従業員の憲法上の権利へのすべての干渉に反対する。当協会は、個人的な生産高の制限、徒弟数の制限、そして個人の能率ひいては国家の生産能力を引き下げる傾向をもつすべての手段・政策に反対する。
- 5、当協会の目的を促進するために、国際貿易局、広報局、編成局、立法措置局を設置すること。当協会は、公教育を通してその最終目的を達成しようとしており、そのために法律を保障したり妨害したりする際の立法権者の手でのすべての非合法的な方法に反対する。

以上の規約は、翌1905年に若干修正・加筆されているが、われわれが問題にしている「目的」に関してはいっさい変更はなかった。だが、1908年にもう一度改訂された時、それには大幅な修正がなされていた。それは、9条項——名称・目的・事務所 (Offices)・会員・役員の仕事・理事会 (Board of Directors)・会議・修正——からなるものとなり、その中で「目的」は5つの節 (section) で構成され、以下のように規定されていた<sup>20)</sup>。

- 1、当協会 (corporation)<sup>21)</sup>が結成された概括的な目的は、①アメリカ合衆国の産業上の権益の助長、②アメリカ合衆国の国内・海外通商の促進、③使用者と従業員との関係の改善、④個人の自由と使用者・従業員の権利の保護、⑤個人の自由と財産所有の原則の範囲内での一般公衆の教育、⑥これらの原則を促進する法律の支持とそれを失墜させる法律への反対、である（文中の丸囲みの数字は、内容を整理する目的で伊藤がつけ加えたものである）。
- 2、当協会の特定の目的は、①アメリカ合衆国国内におけるアメリカ人の製造業者の貿易・営業・金融上の権益を助長するために、彼らの相互・協調的な組織を作りそれを維持すること、②以上のことに関する悪弊を取り除くこと、③理不尽で不当な要求から自由を獲得すること、④商人の資格や他の問題に関する正確で信頼のおける情報の普及、⑤当協会会員の貿易・営業・金融上の権益に関する慣習と慣例に統一性と確実性を獲得すること、⑥会員間の争いを解決すること、⑦アメリカ合衆国の製造業者間のより拡大された親交の促進、⑧規約と内規に規定されているような規制・事情・制限を条件に、その会員相互の利益と保護のために前述の目的を実行するのに必要なすべてのことを遂行すること、である（文中の丸囲みの数字は、内容を整理する目的で伊藤がつけ加えたものである）。
- 3、製造業者は、規約が規定する方法と内規に規定された条件・規則・制限条項に応じて会員に随時選ばれる。そして、（法人化される前の協会の会員を除いて）そのようにして選ばれていない人は、この協会には何の権利も権益もなく、どのような特権も享受できない。
- 4、当協会は、金銭上の利益のために組織されたものではなく、配当も生まないし、配当の申告もしない。
- 5、上述の目的の推進のために、当協会はニューヨーク州や他の場所において、必要な相応の不動産と動産を購入・獲得する権限をもつし、当協会が発行するかも知れない債務証書の支払を確保するために不動産や動産を抵当に入れる権限をもつし、一般に法律に反しない業務と目的に関して、必要とみなされるか適切であるとされるすべてのことを遂行する。

1904年の規約の第4項は労働組合を意識し、それへの対処を規定した条項であったが、1908年の規約ではそういった条項はなくなっている。1907年には、当時の会長バンクリーブ (J.W. Van Cleave) が、NAMの目的と原則に関して、「ボイコット反対、クローズド・ショップ反対、同情スト反対、生産制限反対、ユニオン・ラベルの強制的使用反対、無所属の労働者の組合への犠牲的行為反対、危険なものを除く道具・機械・材料の使用に関する制限反対、相応な年齢に達した時点での徒弟と助手の数に関する制限反対」<sup>22)</sup>と述べていたことを考えるなら、NAMの労働組合運動に対する急進的な方針は、この時期までのものであったと考えざるをえない。

#### 4、全国製造業者協会と労働組合運動

前節でみた「目的」をよりよく理解するためには、1903年4月15日にニューオリンズで開

催された年次大会で採択された、労働問題・労資関係に関するNAMの活動の基準となる以下の「諸原則の宣言 (Declaration of Principles)」を知る必要がある。それは、当時の使用者や労働組合がとっていた活動方針を9項目にわたって述べたもので、その中に労働組合運動に対するNAMの公式見解が提示されている。それは、以下のような内容をもっていた<sup>23)</sup>。

- 1、公平な取扱は、従業員と使用者との関係が依存すべき重要で基本的な原則である。
- 2、NAMは、労働者の組織それ自体に反対するものではないが、使用者もしくは従業員の個人的な自由に干渉する、ボイコット、ブラックリスト、その他の違法な行為には一貫して反対する。
- 3、何らかの労働組織の組合員もしくは非組合員という理由で、いかなる人も雇用を拒否されるべきではないし、とにかく差別されるべきではない。そして、労働組織の組合員でないどのような従業員に対しても、そのような組織の組合員からの差別や干渉があるべきではない。
- 4、契約に関して当然守られるべきことは、従業員がそれが至当だとみなした時はいつでも仕事を辞めるのは従業員の権利だということ、使用者がそれが至当だとみなした時には従業員を解雇するのは使用者の権利だということである。
- 5、使用者は、その労働者 (work people) を、契約の当事者でない個人や組織からの干渉や指図なしに、お互いが満足する賃金で自由に雇うことができねばならない。
- 6、使用者は、その生産物の量と質を決定する時や正統かつ適切な給与支払方法あるいは給与支払体系システムを使う時には、その事業の管理で悩まされたり制約されたりされるべきではない。
- 7、この国の従業員と使用者に関して、いかなる人にも、その人に適したどのような職業をも学ぶ機会に制限が課されるべきではない。
- 8、NAMは、ストライキやロックアウトを絶対に認めないが、使用者と従業員の間すべての相違を、両当事者の権利を保護するであろう何らかの友好的な方法によって公平に調整することには賛成する。
- 9、NAMは、上記の宣言と合わないどのような法律にも反対することを誓う。

当初、以上の9条項からなっていたものに、1904年の年次大会で新たな条項（そこでの第9条項）として次のような内容をもとものが追加され、全部で10条項となった。それは、「従業員は、その勤務 (service) について集团的な力をもって契約する権利をもっているが、契約の当事者でない人々を雇用すべきではないとする規定をもつ契約は、アメリカ人労働者の憲法上の権利を侵害し、公序 (public policy) に反し、共謀法を犯すことになる。NAMは、クローズド・ショップに対するその変わることをない敵対関係を宣言し、どの産業の門戸もアメリカ人労働者に対し、彼が組合員であることもしくは非組合員であるがために閉ざされるべきでないことを主張する」<sup>24)</sup>、というものであった。NAMは、この新たな第9条項で初めて「オープン・ショップ」政策を明らかにし、その後の指針とする。

1903年の大会は、以上の「諸原則の宣言」を採択したことで、NAMの歴史上で特筆すべき大会であった。それは同時に、NAM内における、調停 (conciliation) を主な手段として



労働組合運動に対処してゆこうとする勢力とオープン・ショップを旗印に好戦的な手段で対抗してゆこうとする勢力が、互いにその主張を譲らず、結局、後者の勢力が力を強め、NAMの方針がその方向へと向かう画期的な大会でもあった。前者の立場を代表するのが、ジョーンズ (Samuel M. Jones) であり、後者にはその後NAMの主要メンバーとなった人々が含まれている。その代表が、バンクリーブ・カービー (John Kirby, Jr.)・ポスト (C.W. Post)・イトナー (Anthony Ittner) らであった。好戦的な勢力が主導権を握った後、NAMは「労働者を破滅させる (labor-busting)」組織とまで呼ばれるようになったのである。

そこで、1903年大会での両勢力の主張を考察し、NAMが「労働者を破滅させる」組織と変化してゆく過程を分析してみたい。それは、この大会での「決議」を審議する中でみられている。そこに提出された決議案には次のようなものがあった (カッコ内は提案者である)<sup>25)</sup>。

- 1、Organization of Employers (E. F. Du Brul)
- 2、The Boycott (E. F. Du Brul)
- 3、Convict Labor (John C. Schmidt)
- 4、Lawless Element of Unionism (John Kirby, Jr.)
- 5、Organization of State Association (Elliott Durand)
- 6、Russian Relations (George P. Altenberg)
- 7、Creating a Labor Bureau (E. B. Pike)
- 8、Publicity for Patents (C. N. Fay)
- 9、Elastic Currency (Thomas R. Kackley)
- 10、Membership Dues (J. L. Ketcham)
- 11、Tariff Revision (C. N. Fay)
- 12、Labor Market Report (C. W. Post)
- 13、Boycotting Declared Lawless (C. W. Post)
- 14、Individual Contract System (C. W. Post)
- 15、Reciprocity in Patent Law (E. F. Hartshorn)
- 16、Need of a Large Fund (A. C. Rosencranz)
- 17、Prize for Labor Article (F. Wm. Vogt)
- 18、Recognition of Unions (F. C. Nunemacher)
- 19、Strike Insurance (J. G. Battelle)
- 20、To Test Legality of Boycotts (F. A. Geier and J. C. Hobart)
- 21、Tariff Revision (J. F. Taylor, F. A. Geier, J. C. Hobart, S. M. Jones and C. G. Neff)
- 22、Car Service Charge (S. S. King)
- 23、Conciliation and Arbitration (S. M. Jones and J. F. Taylor)
- 24、Metric System (F. A. Geier and J. C. Hobart)

決議として採択されるべく提案された内容は以上のように多岐にわたってるが、ここでとくに問題にしたいのは、ジョーンズとテイラーによって提案された23番目の「調停と仲裁」である。彼らはそこで、「『労働問題 (labor troubles)』——それは実質上お互いにほとんど

殺し合う戦いに等しいほど深刻なものであった——から生じた多くの混乱と困窮の原因が昨年起こった」<sup>26)</sup>し、「国家の平和・安全・繁栄は、すべての住民間の調和の保護に依存している」<sup>27)</sup>ことから、「この大会は、永久的な調停・仲裁委員会 (committee of conciliation and arbitration) を指名すべきである。それがなすべき任務は、当協会会員の工場で発生した争いはなんであれ、……、争いの平和的な調整・解決を引き受けることにある」<sup>28)</sup>と主張する。つまり、「われわれは、使用者の側での軽率な行動が、従業員側の同じような行動と同様、多くの労働争議の責任を負うべきだと認めている。そのような問題を公平な立場の仲裁委員会 (board of arbitration) に委託することは、……製造業者の最大の権益を促進しうる」<sup>29)</sup>ことになるとして、「調停と仲裁」を高く評価していた。ジョーンズらは、「調停と仲裁」の効果を以上のような決議案の形で主張し、それを採択するよう訴えた。しかし、彼らの主張は最終的に決議には取り上げられなかった。

この大会の最大の成果であった「諸原則の宣言」に関しても、両勢力の間で若干の意見の対立がみられた。カービーの提案した「諸原則の宣言」に対し、ジョーンズは、「NAMは軽率に行動すべきではない。私は、読み上げられた決議案のすべてを十分に理解するのに、ここにおられるすべての人が適任ではないと確信している。私は、賛成あるいは反対が記録される前に決議を熟考する時間をもちたい。……われわれは国家的に重大な問題を扱っているのであるから」<sup>30)</sup>と訴えた。彼の主張にもかかわらず、好戦派の反対意見の後、この決議は満場一致で採択される。

最後に、「組合主義の中の狂暴な分子 (Vicious Element of Unionism)」という決議案をめぐる両勢力の論争を取り上げておこう。この決議案では、「労働者組織の組合員の中の理不尽で狂暴な分子は、使用者と従業員に直接向けられた脅迫と暴力によって、この国の産業を支配しようとしている。そしてまた、新聞、政党、行政・司法当局を威圧しようとしている」<sup>31)</sup>と現下の組合主義を批判する。こういった状況のもと、「NAMは、急進的な組合主義者の制限のない非道な行為を危惧の念をもってみている。もしこのような風潮が抑制されずに進行することが許されるなら、われわれは国家に対し、その結果としてゆゆしき産業上の混乱が必ず生じることを警告する。そしてわれわれは、産業上の権利ばかりか、政治上の権利へのこの広範な攻撃を明確に糾弾するアメリカ人の良識と勇気を求める」<sup>32)</sup>とするものであった。この決議案に対して、ジョーンズは、「私は、この決議案がNAMの意見を代表しているかどうかを疑っている」<sup>33)</sup>として、決議案自体に懸念を示す。そして、「私にとってそれは何か宣戦という性格をおびたもののように思える」<sup>34)</sup>と自分の立場を明確にした後、「もしそのような決議を通過させたなら、NAMはそれが決して犯したくはないと私が確信している誤りを犯すことになる」<sup>35)</sup>とする。つまり、「この決議がもし通過すれば、それはこの国の労働者によって宣戦布告と受け取られる (傍点、伊藤)」<sup>36)</sup>ことになり、「それは、資本家と労働者そして使用者と従業員の間の問題と争いの解決をもたらす代わりに、これら二つの勢力を特徴づけている苦しみを大きくするだけである」<sup>37)</sup>と批判した。しかし、この決議案は「狂暴で理不尽な組合」にのみ向けられている、という詭弁でジョーンズの主張は受け入れられなかった。彼は、この時点でNAMを辞めてしまうのである。

以上みてきたように、労働組合との話し合い——調停と仲裁——を通して当時の労働組合運動に対抗してゆこうとする勢力は、NAMから排除されてしまう。その後、NAMは労働

組合への敵対的な性格を強めてゆくのである。だが、ジョーンズに代表されるような意見が出されたことは、NAMがその方針としてとった「オープン・シヨップ」に政策について、「一枚岩」ではなかったことを物語っている。その最大の要因は、NAM内に本来の活動——国内市場の整備と海外市場の拡大、製造業者の権益の主張など——を望む勢力が依然として残っていたことにあった。

NAMの会員数は、第3表のように1904年4月まで増加してゆく。その背景には、NAMの好戦的な性格があった。ところが、それ以降減少しずつではあるが減少し始めるのである。これをより詳細にみたのが会員数の増減を示した第4表である。1902～04年までの急速な拡大傾向に比べ、1904～07年には減少傾向がみてとれる。その原因の一端は、好戦的な使用者団体を必要とする時期がすでに経過し、その側面を全面に押し出した活動だけでは会員数の拡大に結びつかなかったことがある。NAM自身は、絶えず会員数の拡大に向けたキャンペーンを実施していたが結果はこの表の示す通りであった。1907年を最後に、事務担当者 (Secretary) が会員数の実数を報告することすらできなくなっていた。こういった傾向を

第3表 NAM会員数の変遷 (1898～1907年)

1898年	849人
1899年	1,067
1901年	1,082
1902年 6月20日	978
9月10日	1,101
11月20日	1,324
1903年 2月1日	1,717
4月1日	1,955
6月30日	2,349
11月30日	2,707
1904年 4月30日	2,924
1905年	2,887
1906年	2,890
1907年 3月31日	2,742

出所) 各年度の *Proceedings*。

第4表 1902～07年におけるNAM会員数の増減

	当初の会員数	増加した会員数	減少した会員数
1902～03年	988	1,072	122
1903～04年	1,948	1,228	252
1904～05年	2,924	425	462
1905～06年	2,887	258	255
1906～07年	2,890	175	323

注) 各会計年度間における会員数の増減をしめしている。

出所) *Proceedings*, 1907, p. 22.

受けて、NAMは、その組織の存亡をかけて、労働組合対策の他に創立時より取り組んで来た国内市場の整備と海外市場の拡大といった問題へと再び向い始める。第5表は、NAM内に設置された各種の委員会 (committee) の変遷を示したものである。1904年に設置された「ストライキ保険に関する委員会 (Committee on Strike Insurance)」のような労働組合運動を意識した委員会が1906年にはなくなってしまっている。1903年にパリー会長のもとで全面に押し出された「オープン・ショップ」政策を中心とした労働組合対策は、その重要度が相対的に低下し、第一次大戦後まで一時背後に押しやられるのである。それに代わって、1901年に当時の会長であったサーチ (Thodore c. Search) が取り上げていた「産業改善 (Industrial Betterment)」<sup>38)</sup>を労働組合運動対策として評価するようになるのである。

以上のNAMの方針の転換にもなつて、先に示した「諸原則の宣言」も、1913年には全面的に書き換えられている<sup>39)</sup>。その内容は、以下の通りである。

- 1、われわれは、衡平法裁判所 (courts of equity) の本来の権限が、労働争議における争議差止め命令の保障に減殺されないよう主張する。
- 2、われわれは、法廷侮辱を罰することに対して法廷に与えられた権限が、侮辱に対する審理陪審を認めることで減殺されるべきでないことを主張する。
- 3、州議会あるいは国会で法律化されるようとも、われわれは階級的な法律 (class legislation) には抗議し、すべての形態の階級的な法律は非アメリカ的でわれわれの公益 (common good) に有害であると主張する。
- 4、われわれは、一時的な民衆の声によっても揺るがない司法制度に忠誠を誓う。その維持は、われわれの法律、制度、社会の永続化にかかっている。
- 5、われわれは、公平で、有益で、単純化された労働者災害補償法のさらなる法律化に賛成する。
- 6、われわれは、立法化の問題において、すべての人々の代表のどれかの階級の命令への服従を糾弾する。
- 7、立証された事実の観点から、犯罪性のある組合主義の指導者との和解、慣用、一体感 はわれわれの自由を無効なものにするし、われわれの法律への敬意とそのまさに施行を弱体化するであろうことを断言する。
- 8、われわれは、労働条件を改善するのに必要な慎重で適正な法律の制定の承認を断言する。
- 9、われわれは、われわれの国民生活の真の必要と目的を憲法の保障のもとで実現するためには、試練を経た、自制的で、代議員制に基づく民主主義が適切なものであると断言する。
- 10、われわれは、以上の精神と目的の遂行を誓う。

この1913年の「宣言」は、「オープン・ショップ」政策の提案を中心とした1903年の「宣言」からみると随分とトーン・ダウンし、NAMが労働組合対策として何を意図し、何を主張しているのかを汲み取ることが困難になっている。第一次大戦以降、NAMがオープン・ショップを全面に押し出した労働攻勢を再びかけてくることを思えば、この1913年の「宣言」はそ

第5表 各年度の設置委員会名 (1904~07年)

〈1904年度〉

予備的委員会 (Preliminary Committee)

Committee on Resolutions

Committee on Rules and Order

Committee on Constitution

Committee on Credentials

常任委員会 (Standing Committee)

Committee on Fire Insurance

Committee on Immigration

Committee on National Incorporation

Committee on Industrial Education

Committee on Tariff and Reciprocity

Committee on Interstate-Commerce

Committee on Higher Commercial Education

Committee on Patents and Patent Laws

Committee on Strike Insurance

〈1905年度〉

予備的委員会 (Preliminary Committee)

Committee on Credentials

Committee on Resolutions

常任委員会 (Standing Committee)

Committee on Advisory

Committee on Chinese Exclusion

Committee on Fire Insurance

Committee on Higher Commercial Education

Committee on Industrial Education

Committee on Interstate Commerce

Committee on Irrigation

Committee on National Incorporation

Committee on Patents and Patent Laws

Committee on Strike Insurance

〈1906年〉

予備的委員会 (Preliminary Committee)

Committee on Credentials

Committee on Resolutions

Committee on Nominations

常任委員会 (Standing Committee)

Committee on Chinese Exclusion  
Committee on Consular Reform  
Committee on Fire Insurance  
Committee on Industrial Education  
Committee on Interstate Commerce  
Committee on Irrigation  
Committee on Marchant Marine  
Committee on National Incorporation  
Committee on Patents and Patent Laws  
Committee on Postal Affairs  
Committee on Pure Food  
Committee on Tariff and Reciprocity

〈1907年〉

予備的委員会 (Preliminary Committee)

Committee on Credentials  
Committee on Resolutions

Committee on Rules and Order

常任委員会 (Standing Committee)

Committee on Bankruptcy  
Committee on Child Labor  
Committee on Chinese Exclusion  
Committee on Consular Reform  
Committee on Fire Insurance  
Committee on Immigration  
Committee on Industrial Education  
Committee on Interstate Commerce  
Committee on Irrigation  
Committee on Marchant Marine  
Committee on National Incorporation  
Committee on Patents and Patent Laws  
Committee on Postal Affairs  
Committee on Prison Contract Labor  
Committee on Pure Food  
Committee on Tariff and Reciprocity

出所) 各年度の *Proceedings*。

の面で低調であるどころか、後退しているとみなさねばならない。

## 5、今後の課題

直接的な労働組合対策が背後に押しやられた段階で、NAMは、間接的な労働組合対策としての「産業改善 (Industrial Betterment)」に取り組んでゆくことになる。すでに筆者は、産業改善について、それが1920年代の「厚生資本主義」に基づく諸施策の先駆的形態であることを明らかにし、呼び方は「福利厚生制度 (Welfare Work)」と違っているが、その普及につとめた使用者団体として全国市民連盟 (National Civic Federation) の存在とその活動を明らかにした<sup>40)</sup>。こういった一連の研究の上に、NAMと全国市民連盟というまったく性格の異なる使用者団体が、ともに同じような施策に関心をもつ必然性を明らかにするのが筆者の今後の課題である。

(注)

- 1) A. K. Steigerwalt, *The National Association of Manufacturers, 1895 – 1914*, The University of Michigan, 1964, p. 12.
- 2) 詳しくは、伊藤健市「使用者団体と全国市民連盟」(『大阪産業大学論集 (社会科学編)』、第64号、1986年)と伊藤健市『アメリカ企業福祉論』(ミネルヴァ書房、1990年)の第4章を参照のこと。
- 3) *Proceedings of the Thirty – first Annual Convention of the National Association of Manufacturers of the United States of America* (以下、NAMのこの報告書は *Proceedings* と略し、その後にその年次を示す)、1926, p. 61.  
Alfred S. Cleveland, *Some Political Aspects of Organized Industry*, Graduate School of Public Administration, Harvard University, 1946, p. 2.
- 4) 5) *Proceedings*, 1904, pp. 243-244.
- 6) 7) 8) 9) 10) *Proceedings*, 1926, p. 62.
- 11) 無煙炭ストについては、伊藤健市「全国市民連盟と労働組合運動」(『大阪産業大学論集 (社会科学編)』、第69号、1987年)と伊藤健市『アメリカ企業福祉論』の第5章を参照のこと。
- 12) *Proceedings*, 1903, p. 180.
- 13) 14) 15) *Proceedings*, 1903, p. 200.
- 16) 17) 18) *Ibid.*, p. 201.
- 19) *Ibid.*, pp. 202-203.
- 20) *Proceedings*, 1908, pp. 133-134.
- 21) NAMは、1905年にニューヨーク州法のもとで法人組織化されていた。そのため、ここでこういった表現がなされている。
- 22) *American Industries*, July, 1907, p. 1. なお、このNAMの機関誌は現時点で手に入らなかったため、原文をそのまま引用している C.E. Bonnet の *Employers' Associations in the United States* (Macmillan, 1992, p. 299.) によった。
- 23) *Proceedings*, 1903, pp. 165-166.
- 24) *Proceedings*, 1904, p. 173.
- 25) *Proceedings*, 1903, pp. 130-144.

26) 27) 28) *Ibid.*, p. 143.

29) *Ibid.*, pp. 143-144.

30) *Ibid.*, p. 167.

31) 32) *Ibid.*, p. 170.

33) 34) 35) *Ibid.*, p. 171.

36) 37) *Ibid.*, p. 172.

38) 「産業改善」については、伊藤健市「『産業改善』について(1)・(2)」(『大阪産業大学論集(社会科学編)』第66・68号、1987年1・6月)を参照のこと。また、サーチの「産業改善」への関心については、伊藤健市『アメリカ企業福祉論』の第6章第4節を参照のこと。

39) *Proceedings*, 1913, p. 195.

40) 伊藤健市『アメリカ企業福祉論』の第2編を参照のこと。